

安倍内閣の大企業優遇の経済政策は許せない

アベノミクスの効果が現れていると、政府がマスコミに流しています。しかし国民の反応は厳しい。町では「物価は上がっても賃金はあがっていない」(女性)「仕入れ材料が高く、商売が続けられるか不安」(自営業)「年金を下げた消費税増税、長生きするなということか!」(年金生活者)と、景気回復を実感する国民の声は少ない。

安倍首相の成長戦略は大型公共工事推進や金融政策、雇用政策、復興特別法人税の1年前倒し廃止など、国民の暮らし改善をめざすものではない。大企業優遇が前提の経済対策です。

この内、雇用問題では労働法制改悪をあらかじめしている。厚生労働省の労働政策審議会(労政審)は、非正規雇用のさらなる拡大や解雇の自由化など規制緩和策をすすめる論議が行われています。

雇用破壊に反対するアクション

安倍内閣の「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」は25日、労働政策審議会(労政審)の労働力需給制度部会が開かれた厚生労働省前で、労働者派遣法の大改悪を許さない行動を繰り広げました。

共同アクションは、安倍政権が狙う労働法制大改悪をストップさせようと10月23日に結成された、幅広い労働組合の共同組織です。

全労連の大黒作治議長は、非正規雇用のさらなる拡大や解雇の自由化など労政審が議論している規制緩和策を批判し、「青年や女性が未来に何の確信ももてない社会は許せない。労働者の暮らしと働く権利を守る審議会へと切り替え



派遣法改悪に反対して行動する雇用共同アクションの人たち
10月25日、厚生労働省前

るべきだ」と訴えました。

労働組合の連絡組織、全労協の金澤^{ひさし}議長は、安倍政権がうたう「世界一企業が活動しやすい国」づくりの流れに、今回の派遣法改悪が位置づけられていると指摘。「このままでは労働者が生きる望みすら断たれてしまう。改悪をやめさせるため、力を合わせてたたかいたい」と語りました。

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)の高鶴淳二事務局長は、下請け・孫請け会社の現場では、労働基準法も守られないまま多くの労働者が働いていると告発。「安心して働ける社会をつくりたい」と決意をのべました。

行動には航空労組連絡会、全労連・全国一般労働組合、全農協労連などの代表も参加していました。

(参考資料・写真、しんぶん赤旗)

完全失業率悪化

総務省が10月29日発表した労働力調査では、完全失業率は4.0%、前月に比べ、0.1ポイント低下した。

年齢別では15~24歳の若年層が0.3ポイント悪化の7.3%。

役員を除く雇用者の内、非正規雇用者数は1940万人で、非正規雇用者の割合は37.1%です。今年最も高い数値となる。

若者の過酷労働

月の労働時間400時間、睡眠2時間

全国青年大集会実行委員会が、7道府県で青年の働き方を聞き取り調査しました。青年の働き方・生活の状況は深刻です。ファストフード、コンビニ、ネットカフェなど24時間営業の店で働く、健康不安を抱えながらの長時間・深夜労働、仕事と住まいを失い路上生活から抜け出せない貧困にあえいでいます。若者を使い捨てる働かせ方の規制は待ったなしの課題です。

24時間営業を担う中心的な働き手は、パート、アルバイト、契約社員など安い時給、過酷な労働条件で働く非正規雇用の若者です。

事例「勤務時間は夜8時から午前5時まで。昼は別の仕事で、月の労働時間は400時間くらい。睡眠時間は毎日2時間ほど」「1日17時間、週100時間労働で手取りは21万円」「週5日、午後5時から8時までコンビニで働いたあと、11時から午前3時まで牛丼店。時給850円で月収10万円」ダブルワークをせざるをえない実態、過労死ラインである月の残業80時間をはるかに超える長時間労働が常態化。

厚労省は若者の雇用実態を調査し早急に労働条件・暮らしの改善の手だてを行う。労基法違反事業所も明らかにすべきです。

支部の動き

足立支部

足立区公共図書館の石川さん不当解雇事件第1回公判が東京地裁で行われた。

区内民間会社が2010年4月から公営図書館の管理運営を指定管理者として足立区より委託された。同時に石川さんが同社へ入社。同館運営の中心的役割(途中から副館長)を担ってきた。2年目の契約が終わろうとしていた2012年1月19日、「2012年4月4日から契約をしない」と、突然3年目の更新拒絶(解雇)。ス

タッフ18人の内、石川さん1人を雇い止め。理由「優秀でなかったから」としているが具体的な事実を示していない。

石川さんが労基法違反について指摘し、改善を求めた事などが「会社にたてつく行為」とされ、雇い止めの主要な動機となっている。石川さんは公判で意見陳述を求め会社の行為を糾弾、いわれのない不当な雇い止めであることを訴えました。(T)

こうとう支部

ガソリン代の水増し請求の不正を内部告発したK社のDさんは友人のガソリン代をタクシー価格で販売、現金払いを自分のクレジットに変更して会社に損害を与えたとして懲戒解雇されました。会社との話し合いを続けた結果、労働審判に持ち込みました。10月4日の労働審判で懲戒解雇撤回、解決金支払いで解決しました。また同職場で内部告発したWさんも懲戒解雇され、現在本訴の準備をすすめています。(支部ニュースより)

文京支部

10月30日夜、区労協事務所で文京支部の毎月の定例会議が開かれた。はじめに山田書記長からCU東京500人突破記念集会までに、あと2名の新組合員を拡大し、50名を突破しようと提案されました。会議は、極めて、真剣そのものです。支部は、裁判所や労働委員会をひんばんに使うようになり、労働組合としての機能を高めるため、8月の大会から、いままでの幹事会を執行委員会、事務局長を書記長、幹事を執行委員としました。

これからは、2000万人もの非正規労働者の中で、組合員をどれだけ増やすことができるのかを展望しながら拡大していくことが大切になります。(文京区労協ブログより)

